

ケアサービスみどり 第2回運営推進会議

平成29年3月24日(金) 18時～

ケアサービスみどり機能訓練室にて開催

開会の挨拶 施設長 眞田 克樹

平素は大変お世話になっております。

本日はお忙しい中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。当事業所は、平成28年4月1日より通所介護の一日あたりの定員18人以下の小規模な事業所に付、地域密着型サービスの地域密着型通所介護へ移行となりました。

厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第34条で定めるところにより、地域密着型通所介護は運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に一度開催する必要があります。

運営推進会議は、当事業所の活動報告をさせて頂き、当事業所に対し評価、要望、助言等をお願いする会議です。当事業所はこうした意見を受けて事業所運営を改善する事により、地域に根差した事業所を目指して参ります。今後とも、御支援、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 参加者紹介

桜谷みどり町民生委員 ○森○子様
利用者家族 ○井○治様
利用者家族 ○瀬○子様
百塚地域包括支援センター ○影○成様
ケアサービスみどり 管理者 ○田○代
生活相談員 ○ 梢
機能訓練指導員 ○田○樹

3. 運営推進会議主旨説明

営推進会議とは、介護保険法上の地域密着型サービスの中に設置されている事となっています。地域密着型サービスの特徴は、小規模であることです。小規模事業所は、機動性を活かし地域の介護ニーズを把握します。そして、他介護保険サービスや医療・保健機関、行政と連携し地域介護ニーズの充足を目指します。

平成28年4月、定員18名以下の小規模通所介護の多くが「地域密着型通所介護」に移行しました。

(1) 地域密着型サービスについて 高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスです。

ケアサービスみどり については地域密着型通所介護に該当します。

(2) 地域密着型サービスになることによる変更点

地域密着型通所介護に移行する場合は、地域密着型サービスに位置付けられるため、より一層の地域との連携が求められることになります。具体的には、今までの居宅サービスと比べ、以下の点が変更となります。

- ① サービス利用者の制限 原則として富山市の住民（介護保険の被保険者）だけがサービスを利用できます。
- ② 運営推進会議の設置及び開催 地域との連携や事業所運営の透明性を確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

また、会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。公表につきましては、ケアサービスみどりホームページで公表させていただきます。運営推進会議は、当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置されるものであり、厚生労働省令で定められていることから、当会議が必要な回数開催しなければなりません。

では、構成員とは・・・。

○利用者および利用者の家族

○地域住民の代表者（自治会・町内会の代表や役員／老人クラブの代表者／民生委員など）

○市町村または地域包括支援センターの職員

○地域密着型通所介護について知見を有する者（学者／教育者／社協役員／他法人のケアマネージャー・社会福祉士・地域密着型サービス提供事業所の管理者など）

以上で参加していただきます。

開催頻度です。各サービスごとに異なります。

・グループホームは、2ヶ月に1回以上。

・地域密着型通所介護は、6ヶ月に1回以上。

・療養型通所介護は、12カ月に1回。

以上が主だったサービスの会議開催頻度です。

4. 平成 27 年度デイサービス活動報告

●午前・午後の 2 部制、それぞれ 10 人の定員で午前の部は 9 時～12 時、午後の部は 13 時～16 時迄です。

●それぞれに送迎している。だいたい片道 15 分～20 分の範囲で行っている。

●ケアサービスみどりの考える機能訓練型デイサービスとは

筋力を増強し転倒予防、歩行力の強化し利用者の故障部位の施術(マッサージ・テーピング・湿布・ストレッチング)で状態を良くしながらマシーントレーニングの効果を上げる。痛みに対し支障のない運動量のコントロールと、早期回復できるようにアドバイスをし、安定した歩行と転倒の防止ができるようサービスを提供している。

まず、無理をさせない。運動も利用者の現状の体力をスタートとし少しずつ積み上げるつもりで行っていく。過大な運動量は痛みや故障を誘発し、かえってマイナス働く事が多く帰ってトレーニング効果が出ない。あとは、自宅で出来る運動・体操指導をしています。

●3 ヶ月に一度は評価(アセスメント)を取り筋力の状態を確認しています。

評価(アセスメント)の方法は、『東京都老人総合研究所=都老研』のメニューにより測定しています。

握力(左右)・タイムド アップ アンド ゴー テスト・通常歩行テスト・最大歩行テスト・開眼片足立ち(左右)、5 種類で体重測定もします。

●メニュー

【集団体操】

準備体操・クノンボール体操・棒体操

【個別運動】

平行棒運動

マシーントレーニングの種類としては

レッグプレス(大腿 4 頭筋 強化)

レッグアブダクション(臀部 中殿筋 強化)

チェストプレス(胸・背部筋 強化)

アブドミナル克蘭チ(腹筋・背筋強化)

※初めての方は 10 回ぐらいから始め少しずつ増やし 20 回～50 回位

リカンベントバイク-----通称=自転車 6 段階で重さを変えられ後は時間で調整

エスカルゴ-----自動でペダルが回る。足首・膝の動きの改善

ステッパー-----左右交互に踏み込み下肢筋力の強化

上肢ストレッチ(滑車運動)-----肩関節と上肢のストレッチ

上肢トレーニング(ゴム負荷)---腕を前に押し出す運動・下にある荷物を持ち上げる運動

マッサージ、ストレッチング、低周波、

ウォーターベット 水の勢いでマッサージしてくれる。円背の方でも出来る。

ドクターメドマー 下肢の空気圧によるマッサージ末梢から中枢に向かって体液を押し戻す効果があり、むくみも解消してくれる。

●活動目的

- ・いつまでも自分のことは自分で出来て、生涯現役で過ごせる体づくり。
- ・自宅に籠らず会話をしてコミュニケーションをとり心のリフレッシュを図る。
- ・できることは自分でしてもらい生涯現役でいてもらう。
- ・機能訓練が主であるが会話を楽しんで、よく笑って帰り、おいしくご飯を食べてもらいたい。

5. その他

●火災避難訓練

今年 5 月連休明けくらいに(暖かくなってから)消防署の指導の下、火災避難訓練の実施。年一度を目途に行い、安全に利用者を避難誘導したい。

●29 年 4 月より要支援の方は介護保険から『介護予防 日常生活支援総合事業』に移行します。移行する時期は現在の介護保険証の認定年月日が終了次第、順次変わります。

●質問事項

- ・29 年 4 月より要支援の方は介護保険から『介護予防 日常生活支援総合事業』は、どういう内容か？
- ・要支援、要介護の認定の基準は？
- ・冬の感染症対策は？
- ・次回開催予定 平成 29 年 9 月